

不当労働行為救済申立てに対する命令の発出について

広島県労働委員会は、次の申立てに対する命令（一部救済）を決定し、令和 4 年 5 月 27 日、当事者に命令書（写し）を交付しました。

【命令のポイント】

～令和 2 年度及び令和 3 年度の職員の給与減額までに至る Y 市の団体交渉における対応が不誠実であり、不当労働行為に当たるとした事案～

1 事件の概要

(1) 当事者

申立人：X 組合

被申立人：Y 市

(2) 申立日

令和 3 年 1 月 29 日

(3) 内容

X 組合は、Y 市が①令和 2 年度及び令和 3 年度の組合員の給与を減額したことが、また、②給与減額に至る Y 市の団体交渉における対応が、それぞれ不当労働行為に当たるとして、救済を申し立てた。

【争点】 「請求する救済内容」	当委員会の判断
【争点①】 給与減額は不当労働行為に当たるか。 「請求する救済内容①」 給与減額による差額相当額の支払	不当労働行為に当たらない。
【争点②】 給与減額までに至る Y 市の対応は不当労働行為に当たるか。	当たる。
「請求する救済内容②- 1」 誠実団体交渉の実施	文書の手交を命じるのが相当である。
「請求する救済内容②- 2」 謝罪文の掲示	

給与減額までに至る Y 市の下記 1 から 4 の対応は不誠実であり、労働組合法 7 条 2 号の「不誠実団体交渉」に当たるとともに、組合を軽視していたとも認められるため、同条 3 号の「支配介入」にも当たる。

- 1 X 組合に対して給与減額に関する適切な資料の提示や説明を行っていないこと。
- 2 部長制の廃止を含めた人員削減及び賃金制度の見直し等を協議することについて X 組合と合意したにもかかわらず、これらの協議をしていないこと。
- 3 給与減額の内容について妥協案を X 組合に示したにもかかわらず、自らこれを撤回したこと。
- 4 団体交渉の時間を十分確保したとはいえないこと。

2 命令の概要

(1) 主文

ア Y市は、本命令書受領日から2週間以内に、「給与減額までに至る市の組合への対応が広島県労働委員会により不当労働行為であると認められたこと及び今後このような行為を繰り返さないこと」が記載された文書をX組合に手交すること。

イ X組合のその余の申立てを棄却する。

(2) 理由

ア(ア) X組合に対する適切な資料の提示及び説明の有無について

X組合が本件給与減額の必要性の有無を確認するため、「財政健全化計画策定時の推計方法を変えないで災害査定の数値及び平成30年度決算を反映させた資料」をY市に要求したが、Y市がX組合らに適切な資料提示や説明を行ったとはいえない。

(イ) 合意事項への対応について

平成31年3月25日の団体交渉においてY市は、①定員管理計画・機構改革については十分な協議の時間を持ち合意の上で行うこと、②平成31年4月以降、総務企画部長として定員管理計画・機構改革に関する協議に責任をもって対応すること、③部長制の廃止を含めた人員削減及び賃金制度の見直しを協議することでX組合らと合意したことが認められる。

上記①ないし③の合意内容のうち労働条件に影響を及ぼすものは団体交渉の対象事項となり十分な協議を行わなければならないところ、Y市はX組合らと合意したこれらの協議を行っておらず、このようなY市の対応は不十分といわざるを得ない。

(ウ) 令和2年3月25日の団体交渉での総務企画部長の対応について

令和2年3月25日の団体交渉の休憩時間中、総務企画部長が執行委員長を別室に呼んで妥協案を提示し、X組合らは交渉団で協議の上この妥協案を受け入れることを決定したが、その日のうちに、同部長は、自身が提示した妥協案を撤回した事実が認められる。

(エ) 団体交渉の時間の確保の有無について

本件給与減額を議題とした団体交渉が行われたのは、①令和2年3月17日、②同月25日、③同月26日の3回にすぎない。

X組合が協議に応じなかった理由は、Y市がX組合らの要求する資料を提示しなかったためであり、そうすると、X組合が当該協議に応じようとしなかったことも理由がないとまではいえず、Y市がX組合らとの団体交渉の時間を十分確保したとはいえない。

(オ) 以上のとおり、本件給与減額までに至るY市のX組合への対応は、不誠実なものであり、労働組合法第7条第2号の不誠実団体交渉に当たるとともに、組合軽視も認められ、同条3号の支配介入にも当たる。

イ 本件給与減額条例はY市の一般職の職員について一律に適用されるものであり、本件給与減額はX組合の組合員のみを対象として行われたものとまではいえない。

また、本件給与減額がY市の不当労働行為意思によるものと認めるに足る疎明はなく、組合員であること又は組合の正当な行為の故をもって行われたものとはいえない。したがって、本件給与減額は、労働組合法第7条第1号の不当労働行為に当たらない。